② 納税証明書不備　納税証明書に「未納の税額がある」と記載されている場合

※原則的に、１つの法人・個人に対し１資格として資格決定通知書（九州支部は、「一般競争（指名競争）参加資格認定通知書」）を発行する。

⑵ 受付期間　工事、測量・建設コンサルタント等及び物品の製造・販売、役務の提供等について

平成28年３月31日まで随時申請の受付を行う。

ただし、上記の随時申請による資格の有効期間は、資格を付与したときから開始する。そのため、申請混雑等の影響で、資格の付与に時間がかかる場合には、希望する調達案件の入札等に間に合わないことがあるので、余裕をもって申請すること。

⑶ 申請書の入手方法　「一般競争等参加資格審査申請書」（以下「申請書」という。）の様式等は当機構のホームページ（http://www.jogmec.go.jp/）にアクセスし、出力することができる。

⑷ 申請書の提出方法　申請者は、次の区分により申請書等の関係書類を揃え、別記に掲げる場所に郵送により提出すること（持ち込みによる提出は受け付けない。）。

① 工事に係るもの（東京本部が実施する案件）

一 一般競争等参加資格審査申請書（工事）（工事経歴書含む）

二 添付書類（申請に必要な書類）

イ 経営事項審査結果通知書の写し

ロ 建設業許可書の写し（申請日現在で有効であるもの）

ハ 次の各税についての未納税額のないことを証明する納税証明書（個人の場合はその３の２、法人の場合はその３の３）の写し

A 消費税及び地方消費税（法人及び個人）

B 法人税（法人の場合）

C 所得税（個人の場合）

ニ 資格決定通知書送付用封筒　長形３号の封筒に送付先を記載の上、返信に必要な額の切手を貼付すること。

ホ 建設共同企業体協定書の写し・共同企業体等調書（いずれも共同企業体及び官公需適格組合で総合点数の特例扱いを希望する者に限る。）

② 工事に係るもの（九州支部が実施する案件のみ）

一 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）（工事経歴書含む）

二 添付書類（申請に必要な書類）

イ 上記①の「二　添付書類」と同じ

ロ 営業所一覧表

ハ 支店等での登録を希望する場合は、本店等からの委任状を添付すること。

③ 物品の製造・販売、役務等に係るもの

一 一般競争等参加資格審査申請書（物品の製造・販売、役務等）

二 添付書類

イ 営業経歴書

ロ 登記簿謄本（個人の場合にあっては、身元証明書）の写し

ハ 財務諸表類（個人の場合にあっては、これらに類する書類）

ニ 次の各税についての未納税額のないことを証明する納税証明書（個人の場合はその３の２、法人の場合はその３の３）の写し

A 消費税及び地方消費税（法人及び個人）

B 法人税（法人の場合）

C 所得税（個人の場合）

※希望する契約の種類について、既に平成25年度以降の全省庁統一資格を有する者は、全省庁統一資格の範囲内で営業品目を希望する場合には、「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」の写しを提出することにより、上記③二のロ、ハ及びニの書類の提出を省略することができる。ただし、全省庁統一資格で付与されていない営業品目を希望する場合には添付書類の省略はできない。

ホ 資格決定通知書送付用封筒　長形３号の封筒に送付先を記載の上、返信に必要な額の切手を貼付すること。

④ 測量・建設コンサルタント等に係るもの（東京本部が実施する案件）

一 一般競争等参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）

二 添付書類

イ 測量等実績調書

ロ 技術者経歴書

ハ 登記簿謄本（個人の場合にあっては、身元証明書）の写し

ニ 登録証明書等

ホ 財務諸表類（個人の場合にあっては、これらに類する書類）

ヘ 次の各税についての未納税額のないことを証明する納税証明書（個人の場合はその３の２、法人の場合はその３の３）の写し

A 消費税及び地方消費税（法人及び個人）

B 法人税（法人の場合）

C 所得税（個人の場合）

ト 資格決定通知書送付用封筒　長形３号の封筒に送付先を記載の上、返信に必要な額の切手を貼付すること。

⑤ 測量・建設コンサルタント等に係るもの（九州支部が実施する案件のみ）

一 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）

二 添付書類（申請に必要な書類）

イ 上記④の「二　添付書類」と同じ

ロ 営業所一覧表

ハ 支店等での登録を希望する場合は、本店等からの委任状を添付すること。

⑸ 申請書等の作成に用いる言語等

① 申請書類は、日本語で作成すること。なお、添付書類のうち外国語で記載のものは、日本語の訳文を添付すること。

② 添付書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

３ 競争に参加することができない者

⑴ 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構契約事務取扱要領（2004年（財経）要領第１号）第５条の規定に該当する者

⑵ 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構契約事務取扱要領第６条の規定に該当すると認められる者

⑶ 経営状態が著しく不健全であると認められる者

⑷ 業務等に関し法律上必要な資格を有していない者

４ 競争参加者の資格及びその審査　競争に参加できる者の資格審査は、上記２⑶のインターネット・ホームページ及び別記の事業所に掲げる審査方法により、項目ごとの実数に基づき付与数値を算定し、その合計点をもって格付けを行う。

５ 資格審査結果の通知　「資格決定通知書」（九州支部は、「一般競争（指名競争）参加資格認定通知書」）により申請者に通知（郵送）する。

６ 各資格の有効期間　工事、測量・建設コンサルタント等及び物品の製造・販売、役務等に係る競争契約の参加資格は平成28年３月31日までとする。

７ その他

⑴ 申請内容の変更　有資格者は、申請内容に変更があった場合には、「競争契約参加資格審査申請書変更届」に添付書類各１部を添え、別記に掲げる場所に郵送により提出すること（変更届の入手方法は、申請書と同じ。）。なお、変更届の受付の写しの返送を希望する場合には、長形３号の封筒に送付先を記載の上、返信に必要な額の切手を貼付すること。

⑵ 会社更生法及び民事再生法に基づく更生手続開始の決定等を受けた者（有資格者）の手続　有資格者が、「会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者」又は「民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者」に該当した場合は、次に掲げる書類各１部（鮮明であれば写しでも可）を添え、別記に掲げる場所に速やかに郵送により提出すること。

① 更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書

② 認可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合にはそれを証明する書類

③ 上記②に伴う競争契約参加資格審査申請書変更届

なお、書類の提出によりその資格は継続するが、当機構が詳細の現状把握が必要と判断する場合はヒアリング等を実施する場合がある。